

2024 年度

## 請負契約書

契約件名 「2024 年度定例送付物の調製及び発送業務」の委託

契約金額

|    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 予定 | 金 | * | * | * | * | * | * | * | * | 円也 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|

(うち消費税及び地方消費税額 予定 金\*\*\*\*\*円含む。)

内 訳

別紙「内訳書」のとおり

日本郵政共済組合共済センター長 高山 浩之 を甲とし、株式会社※※ 代表取締役 ※※ ※※を乙とし、2024年度定例送付物の調製及び発送業務の委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下「仕様書等」という。）に定める委託内容を履行期限（委託期間の定めのあるものについては履行期間を含む。）までに完了するとともに、仕様書等に成果物の納入が義務付けられている場合は、その成果物を納入期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(納入期限及び納入場所)

第2条 この契約に基づく成果物の納入期限及び納入場所は次のとおりとする。

- 納入期限 仕様書のとおり
- 納入場所 仕様書のとおり

(予定数量)

第3条 この契約の数量は、第1条の委託内容に規定する規格及び印刷部数等の見込数であり、実際上増減を生じるが、乙は異議の主張ができないものとする。

(数量及び代金の確定)

第4条 確定数量は、第12条に定める検収が実施されたもので、甲が認め、受領した実際の数量とする。

2 前項に規定する確定数量に、契約金額の内訳に記載された単価を乗じた金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて算出した額である。

(権利・義務の譲渡)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。ただし、乙が書面により申し出た場合において、甲が承認したときは、この限りでない。

(再委託等の制限)

第6条 乙は、受託業務の遂行にあたり、当該業務を第三者に再委託する場合は、事前に甲の書面による承諾を得るものとする。甲の事前の書面による承諾に基づき第三者に当該業務を再委託する場合は、乙は、当該再委託先に本契約上の乙の義務と実質的に同内容の義務を負わせなければならず、再委託先がこれに違反した場合には、乙は甲に対して直接、損害賠償責任を負う。

なお、再々委託以降は禁止する。

(管理状況等の報告・調査)

第7条 甲は、乙に対し個人情報の管理状況について、書面による報告を求めることができるものとし、乙は速やかにこれに応じるものとする。

2 甲は、乙に対し事前に書面により通知した上で、個人情報の管理状況を調査するため、乙の事業所等に立ち入ることができるものとし、乙はこれに協力する義務を負うものとする。

3 再委託先がある場合、前2項について乙を通じて行うが、必要に応じて甲が行えるものとする。

(仕様書等の疑義)

第8条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(監督)

第9条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督職員を定め、乙の作業場所等に派遣して甲が提供した資料等の保護・管理を含めた受託業務が適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

2 甲は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名並びに権限及び事務の範囲を乙に通知するものとする。

3 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

4 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。

5 監督を受けるのに必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(履行完了の届出)

第10条 乙は、履行を完了したときは、仕様書等において納入が義務付けられている成果物及び関係書類等をもって、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(検査)

第11条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により届出を受理した日から起算して10日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは乙が履行を完了する前に、乙の作業場所又は甲の指示する場所で検査を行うことができる。

3 甲は、前2項の規定により合格又は不合格の判定を行った場合は、速やかに乙に対しその結果を通知するものとする。なお前条の規定による届出を受理した日から

起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

- 4 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 5 検査を受けるのに必要な費用は、全て乙の負担とする。
- 6 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(検収)

第12条 甲は、前条に基づく受入検査の結果、合格と認定したものののみ受領する（以下「検収」という。）。

- 2 乙は、甲の検収作業につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 3 検収に必要な費用は、全て乙の負担とする。
- 4 甲は、前各項に定める検収に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(所有権及び危険負担の移転)

第13条 この契約に基づく成果物の所有権は、甲が検収したときに乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(代金の請求及び支払)

第14条 乙は、契約の履行を完了した場合において、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める請求書を受領したときは、受領した日から起算して30日（以下「約定期限」という。）以内に代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、約定期限に代金を乙に支払わない場合は、約定期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、遅延に陥った時点の法定利率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

(納入期限の猶予等)

第16条 乙は、納入期限までに債務の本旨に従った履行をしないこと又は履行が不能であることが見込まれる場合は、その理由及び履行可能な納入期限を甲に速やかに報告し、甲乙協議する。

- 2 甲は、乙が納入期限までに債務の本旨に従った履行をしないとき又は履行が不能であるときは、納入期限の翌日から起算して、契約物品の納入の日（甲が契約を解除したときは、解除の日）までの日数に応じて、契約金額に遅延に陥った時点の法定利率を乗じて得た遅滞金及び納入が完了しなかったことにより甲に生じた直接又は間接の損害を乙に請求することができる。

(契約の内容に適合しない場合等による債務不履行)

第17条 甲は、検収後、納入成果物が契約の内容に適合しないことを知ったときは、その不適合を知ったときから12か月以内に乙に通知することとし、自らの選択により、納入成果物の修補又は再履行（以下「再履行等」という。）、代金の減額又は損害賠償を請求することができる。

なお、再履行等に必要な一切の費用は乙が負担する。

- 2 前項期間経過後も履行内容又は納入成果物に重大な不良が発生し、甲に損害が生じた場合は、乙に損害賠償を請求することができる。
- 3 本条項は契約期間満了後においても有効に存続する。

(契約の変更)

第18条 甲又は乙は、必要がある場合は、納入期限、納入場所等の契約条件について、甲乙協議の上、変更することができる。

(契約の解除)

第19条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要しないで本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 営業の取消し、又は停止の処分を受けたとき
- (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形又は小切手が不渡りになったとき
- (3) 信用資力の著しい低下があったとき、又は委託内容に影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
- (4) 第三者より差押、仮差押、仮処分、その他の強制執行若しくは競売の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 破産手続、民事再生、会社更生の手続開始の申立等の事実が生じたとき
- (6) 解散の決議をし、又は他の会社と合併したとき
- (7) 制限行為能力者となり又は居所不明になったとき

2 甲又は乙は、相手方が本契約の各条項に違反し、相当の期間において催告したにもかかわらず是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が不法、不正又は不誠実な行為を行ったときは、催告その他の手続を要しないで本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲又は乙は、契約の解除に伴い発生した損害を請求することができ、相手方はその損害を賠償するものとする。ただし、前項による契約解除の場合は、乙は損害を請求することはできない。

(暴力団等の排除等)

第20条 甲及び乙は、自らの役員等（役員若しくは実質的に経営権を有する者又はそれらの代理人若しくは使用人をいう。以下同じ。）又は再委託先等（再委託先若しくは下請け又はそれらの役員等をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者、その他次に掲げる者（以下、これらを総称して「暴力団等」という。）であること。

ア 甲又は乙が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 甲又は乙が提供するサービスの利用を通じ、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

- (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、暴力団等を利用して認められる関係を有すること
- (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自らの役員等又は委託先等が自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉や信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害若しくは妨害するおそれのある行為
  - (4) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方の役員等又は委託先等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、相手方に対して何らかの催告を要しないで、損害等の賠償等を行うことなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(入札談合等の不正行為に対する違約金)

第21条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額（契約期間の終期までに継続した場合に甲が支払う金額とする。）の100分の10に相当する金額を、甲の指定する期間内に甲に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満の場合はこの限りではない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の規定に基づく排除措置命令、又は同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
  - (2) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法第66条第4項の規定による審決（同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（同法第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）
- 2 前項の規定は甲に生じた直接及び間接の損害の額が同項に規定する違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(知的財産権)

第22条 乙は、本契約の履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を甲に譲渡し、甲が独占的に使用するものとする。

なお、乙は甲に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。

- 2 納入成果物に第三者が権利を有する著作権が含まれている場合は、甲が特に使用を指示したものを除き、乙は当該著作物の使用に関して必要な費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この場合、乙は当該著作物の使用許諾条件等について、事前に書面により甲の承認を得るものとする。

- 3 本契約に基づく受託業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

なお、甲は紛争等の事実を知ったときは、速やかに乙に通知し、必要と判断する範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の措置を講じるものとする。

4 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(支払代金の相殺)

第23条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

(個人情報の保護及び秘密の保全)

第24条 甲及び乙は、この契約に関して相手方から開示を受けた情報及びこの契約上の債務の履行に関し知り得た甲及び甲の顧客等の情報（以下「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、秘密として保持し、秘密情報の漏えい、不正アクセス、滅失又は毀損を防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならない。ただし、次に掲げる情報については、この限りでない。

- (1) 本契約に違反することなく、相手方からの開示の前後を問わず公知となった情報
- (2) 開示を受ける前に既に保有している情報
- (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (4) 独自に開発した情報

2 乙は、秘密情報をこの受託業務遂行の目的以外には利用してはならない。

3 乙は、秘密情報を盗用・改ざん、第三者に開示・漏えいしてはならない。

4 乙は、秘密情報を複製してはならない。

5 乙は、乙の役員又は従業者であっても、この契約の履行のために必要ない者に秘密情報を開示してはならない。

6 乙は、この契約の履行のために秘密情報の取り扱いを行う者を特定すること。

7 乙は、自己又はその委託先が本条各項に違反して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

8 本条の規定は、本契約期間終了後においても有効に存続する。

(事故発生時の報告・措置)

第25条 乙は、個人情報の不正アクセス、破壊、改ざん、紛失及び漏えい等その他の事故若しくは本契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知った場合は、直ちに甲に報告するとともに、その対応等を甲と協議し、甲の指示に従って適切な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項の事故又は事態について、個人情報の主体その他の者から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、乙は、甲の事前の承諾に基づき、乙の費用と責任負担で対応するものとする。

3 乙は、第1項の事故又は事態に関する再発防止策について検討し、甲と協議の上決定した再発防止策を乙の責任と費用負担で講じるものとする。

(委託作業終了時における個人情報の返還等)

第26条 乙は、受託業務の終了後、甲の指示に従い、取得した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含むすべての媒体）を、甲に返還、又は安全な方法による消去若しくは廃棄を行うものとする。この場合において、甲が希望する場合には、個人情報の返還、消去若しくは廃棄に関する証明書を発行するものとする。

(立会い)

第27条 廃棄処分には、甲の職員が立会うものとし、乙は必要な協力をしなければならない。また、乙は甲に対し、廃棄証明書（様式適宜）の提出をしなければならない。

(紛争の解決)

第28条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第29条 本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、(i)契約書等2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するか、(ii)本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2024年※月※日

甲 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1  
氏名 日本郵政共済組合  
共済センター長 高山 浩之

乙 住所 ※※  
氏名 株式会社※※  
代表取締役 ※※ ※※